

住まいるネットワークふくしま会員の皆様へ

「確認申請書添付図書への**設計者の記名押印**について」のお知らせ

日頃より、(一財)ふくしま建築住宅センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご利用いただく皆様からセンターへ寄せられた声の中で、設計者の記名及び押印が必要な図書の範囲についての疑義があります。

建築基準法施行規則で確認申請書に添付を求めている「設計図書」は、規則の中の表で規定されている、申請建築物に適用される条文の図書又は各規定への適合を確認するために必要な図書となります。

その範囲については、平成19年の法改正時のQ&Aによれば、建築基準法第2条第12号及び建築士法第2条第5項による「設計図書」とされています。また、設計図書とは、「建築物の建築工事実施のために必要な図書（原寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書」とされており、当該建築士が記名・押印する必要があります。

以上のことから、当センターでは、一般的な確認申請書の添付図書及び記名の要・不要を以下のように決めましたのでお知らせします。

添付図書	記名		備考
	要	不要	
① 公図の写し		○	設計図書にあたらぬ。
② 工場事業調書・危険物の数量表		○	設計図書にあたらぬ。
③ 開発許可証等の写し		○	設計図書にあたらぬ。
④ 規則の設計図書	○		
⑤ 上記のカタログ等資料	○		④で求められている図書をカタログ等の資料に替えているもので設計図書の一部となる。
⑥ 認定書等の写し		○	設計図書にあたらぬ。
⑦ 建築計画概要書		○	設計図書にあたらぬ。
⑧ 建築工事届		○	設計図書にあたらぬ。
⑨ 浄化槽設置届出書		○	規則で定めている図書ではない。

当センターでは、当面、上記のとおり取り扱いますが、個別の照会もお受けしますので、その際は、事前に申請窓口までお問い合わせ下さるようお願いいたします。